

## 障がい福祉サービスについて

障がいのある人を対象とした障がい福祉サービスは、「障害者総合支援法」にもとづいて行われます。サービスは大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられています。

### ● 自立支援給付

- 介護給付…障がいの程度が一定以上の人に、日常生活や療養に必要な介護を行います。
- 訓練等給付…自立して地域で暮らしていくために必要な知識や技術を身につける支援をします。
- 補装具…身体機能の代わりとなる補装具の購入や修理に係る費用が支給されます。
- 自立支援医療…医療機関にかかるときの費用負担を軽減します。

### ● 地域生活支援事業

- 移動支援…屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。
- 日中一時支援…日中の活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常介護している家族の一時的な負担を軽減します。
- 日常生活用具給付…自立した生活を送るための助けになるよう日常生活用具の給付や貸与を行います。

この他にも、障がいのある人ができるだけ自立した生活を送れるように様々な支援を行っています。障がい福祉サービスについての相談や利用の方法は福祉課福祉係へお問い合わせください。

問 福祉課 ☎57-8503

## 熊本いのちの電話

### 第43期電話相談員養成講座 受講者募集

生きる力や希望を失いつつある人に寄り添う「熊本いのちの電話」では、電話相談員を養成する講座の受講生を募集中。カウンセリングの基礎や電話対応を学びます。

開催日：20歳以上～70歳以下

養成期間：令和8年5月～令和9年3月・毎週火曜日

講座時間：18時30分～20時30分(2時間)

会場：熊本YMCA本館

(熊本市中央区段山本町4-1)

費用：前期10,000円、後期12,000円(学割有)

募集締切：4月22日(水)

↓ 申込フォーム



申込、問合：社会福祉法人 熊本いのちの電話事務局  
☎096-354-4343(平日10:00～17:00)

## 令和8年度介護保険料を暫定賦課します

介護保険料は、町民税の課税状況が確定する7月に、その年度の保険料(確定賦課)を決定し、通知します。保険料が確定するまでの間(4月から6月)は、暫定的に前年度(令和7年度)の所得段階を参考にし、保険料(暫定賦課)を決定し、4月に通知します。

皆さんにご負担していただく介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源となりますので、ご理解をお願いします。

※今まで特別徴収(年金から天引き)されていた人は、令和7年7月に通知した納入通知書兼特別徴収開始通知書に令和8年度の保険料が記載されています。

問 健康推進課 介護保険係  
☎57-8591

## 令和8年度 南関町こころの健康相談ご案内

あなたのこころ、元気ですか？

～ひとりで悩まず相談してください～

- ・最近こころが重い、つらいと感じている方
- ・人との付き合いがうまくいかないと感じている方
- ・ご家族のことで悩んでいる方
- ・ひきこもり、精神疾患に関する事など

お気軽にご相談ください



場所：南関町健康推進課

※こころの専門家「臨床心理士」が対応します。

期 日	相談時間(予約)
R8年 4月7日(火)	○午前9時30分～ ○午前10時30分～
6月2日(火)	○午前9時30分～ ○午前10時30分～
8月4日(火)	○午前9時30分～ ○午前10時30分～
10月6日(火)	○午前9時30分～ ○午前10時30分～
12月1日(火)	○午前9時30分～ ○午前10時30分～
R9年 2月2日(火)	○午前9時30分～ ○午前10時30分～

臨床心理士は「こころの専門家」です。お話をお伺いして、よい方向に向かうようにご本人やご家族と一緒に考えていきます。

※相談は、他の相談者と重複しないように予約を取っていただく必要がありますので、お手数ですが、**ご連絡をお願いします**。ご本人だけでなく、ご家族の相談にも対応しております。

※日程は変更になることがあります。予約された方にはこちらからご連絡します。

問 健康推進課 保健予防係(保健センター) ☎53-3298

## こども誰でも通園制度について

令和8年4月からこども誰でも通園制度がスタートします!

こども誰でも通園制度は、0歳6か月から満3歳未満の保育所などに在園していないこどもを対象に、月10時間の範囲内で、保護者の就労要件などを問わず、保育所などを利用できる制度です。

### 実施施設

南関こどもの丘保育園  
文化幼稚園

### 対象となるこども

- ① 南関町に居住するこども
- ② 生後6か月～満3歳未満児
- ③ 保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所に在籍していないこども

### 利用時間

こども1人あたり月10時間を上限に利用可能です。  
※開所時間9:00～17:00

### 利用料金

1時間あたり300円  
※昼食代は別途300円かかります。  
また、不明点がありましたら下記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

問 福祉課 こども未来推進室 ☎57-8503